

■市長から市民のみなさんへ

山陽小野田市長
白井 修 文



■市民のみなさんにお詫びします

この9月に起きた戸籍事務の事故の件です。

下関市に住む方から郵便で、ご本人の戸籍謄本1通と家族の戸籍抄本5通の送付の申請があったのに、どうしたことか本市が送付したのは、ご本人の戸籍謄本1通、同じくご本人の戸籍抄本4通、それに市外に住む別人の戸籍抄本1通でした。ご本人からの電話連絡で誤送付が判明しました。「山陽小野田市の戸籍事務の取扱いはいくどうなっているのか」。大変叱られました。お怒りは当然のことです。

内部で徹底的に調査しました。その結果、市外に住む別人は市民課の窓口に来られており、当初、戸籍抄本を請求されたそうですが、交付の時点で、必要な戸籍は戸籍抄本ではなく「改製原戸籍」であることが分かったため、その趣旨に沿って「改製原戸籍」を発行し直し、それを窓口で交付したものの、不要になった戸籍抄本の後始末が悪く、直ちに廃棄せず誤って郵送用書類に混ぜ込んだため、誤送付の一因となったことが判明しました。

もう一つ、下関市に住む方に送付した戸籍抄本については、郵便で請求があったのは家族の戸籍抄本でしたが、本市からは家族のものではなく請求者ご本人のものを誤送付したばかりか、交付申請は5通だったのに4通しかなく、残り1通はどこに行ったのか、この点の調査に時間がかかりました。下関市に住む方から

郵便で申請書が市民課に届いたのが9月8日。市民課が、必要書類等を揃えて返送したのが同日の9月8日でしたから、9月8日に郵便で市民課に申請があり、同日市民課が郵便で発行書類を送付した全件(20件)について、申請どおりの書類が届いているか、間違った書類が送られていないかを、まず電話で、申請書に電話番号の記載のない方には文書で照会するなどの調査をしました。しかし、いずれの申請者にも誤送付はないことが判明しました。そうすると、残る1通は市民課の外には出ていないことになります。改めて市民課の隅々を探しましたが見つからず、当日、市民課の終業時に不注意にも、他の不要となった書類と一緒にシュレッダーで裁断処理した可能性が高いとの結論に至りました。

下関市に住む方には、私も課長に同行して自宅にお邪魔し、不始末を謝罪するとともに、万一、今後何らかの不利益を被ったときは、本市が全責任を持つ旨したためた市長名の書面をお渡しして、何とかご理解していただきました。

事務処理の上で反省すべきことは何点かあります。早速、再発防止策をみんなで考え実行に移しました。関係職員2名は文書訓告にしましたが、このような不始末は二度と起こさないことを、市民課の職員と共に、市民のみなさんにお誓いしたいと思います。